

6 . 法学研究科

法学研究科の教育目的と特徴	・ ・ ・ ・ ・	6 - 2
分析項目ごとの水準の判断	・ ・ ・ ・ ・	6 - 3
分析項目	教育の実施体制	・ ・ ・ ・ ・ 6 - 3
分析項目	教育内容	・ ・ ・ ・ ・ 6 - 3
分析項目	教育方法	・ ・ ・ ・ ・ 6 - 4
分析項目	学業の成果	・ ・ ・ ・ ・ 6 - 5
分析項目	進路・就職の状況	・ ・ ・ 6 - 7
質の向上度の判断	・ ・ ・ ・ ・	6 - 8

法学研究科の教育目的と特徴

1 研究科の教育目的

法学研究科法学・国際関係専攻は、法学・国際関係学の分野での新しい「知」の創造、及びそれによる日本社会・国際社会への知的貢献を目指し、そのために必要な先端的・学際的な研究を行い得る研究者を養成する一方、これらについての高度な知識・能力を備えた専門的な職業人、とりわけ、ビジネス法務に精通し、国際感覚・人権感覚に富んだ人材や国内外の紛争の予防・解決を行い得る人材の養成を図ることを目的とする(アドミッション・ポリシー)。

2 研究科設立の趣旨

法学研究科は、商学、経済学、社会学の3研究科と同時に、1953年に発足した。大学院は、「一般的並びに専門的教養を基礎として、社会科学の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うことによって広く文化の向上発展に寄与すること」(大学院学則第1条)を目的として設置されたが、法学研究科は、法学・国際関係の専門的研究教育を通して、このような目的の達成に資するために開設された。

3 教育目標達成に向けての方策・特徴

法科大学院と国際・公共政策大学院の開設にともない法学研究科は次のように再編された。まず、「経済関係法」・「公共関係法」・「国際関係」の3専攻制を「法学・国際関係」の1専攻に改めた。それとともに、修士課程の専修コースと研究者養成コースのうち、法学専攻の専修コースを廃止し、国際関係専攻の専修コースを国際・公共政策大学院へと移設した。また、修士課程における研究者養成コースのうち法学専攻については、留学生及び社会人を除いて新規の募集を休止し、国際法及び国際関係専攻のみを残して、学生定員を削減した。博士後期課程は「研究者養成コース」と「応用研究コース」からなるが、法科大学院卒業者の中の新司法試験合格者を対象とする特別入試(秋季入試)を導入した。もっとも、法科大学院発足後における研究者志望学生の応募状況の全国的な傾向や研究者養成のあり方などに鑑みて、法学専攻の修士課程研究者養成コースを部分的に再開させている。修士課程の学生は指導教員の演習・研究指導を2年次(博士後期課程は3年)にわたり履修するほか、各分野に設置された多様な講義科目を履修できる。

4 競争的資金の継続的な獲得に基づく充実した教育体制

21世紀COE「ヨーロッパの革新的研究拠点：衝突と和解」(2004年度～2008年度：COEフェローとして大学院生の研究調査活動を援助した。COE国際シンポジウムではYoung Researchers Sessionを開催し、4名の大学院生が英語による研究報告を行った。法学研究科修了者へのCOE出版補助により、2件の研究書が出版された)、「日欧交信型法学研究者養成プログラム」(2005年度～2006年度：短期海外研修を実施の上で成果発表会において8名の大学院生が英語による研究発表を行った)、「アジア研究教育拠点事業：東アジアにおける法の継受と創造」(2007年度～2011年度：第1回国際セミナーでは法学研究科所属の中・韓両国出身の留学生が重要な役割を果たした)、「ディベート教育による新時代のリーダー育成」プログラム(2007年度～2008年度：短期海外研修を予定している)といった競争的資金を継続的に獲得し、関連する科目を設置している。

5 学位論文の作成に向けた指導体制及び集团的・多角的指導体制

修士論文及び博士論文の作成に向けた指導体制については、1年次よりの研究指導、報告のスケジュールが研究科申合せとして決定されており、それは大学院生に対しても周知徹底されている(平成19年度大学院学生便覧・講義要項93-94頁)。基本的に論文の作成指導にあたる各教員の責任において研究指導が行われるが、民事法、基礎法、刑事法、公法部門中の行政法では、大学院の講義(共同研究)あるいは演習の共同化により、集团的・多角的に学位論文の作成に関する指導がされる体制を確保している。

[想定する関係者とその期待]

法学研究科は、これまでも優秀な研究者を輩出してきたほか、応用研究コースの教育を通じて、法律学・国際関係学の専門的知識と高い思考能力をもつ職業人を企業、官庁、研究機関、国際関係等に送り込んできた。また、外国からの留学生を積極的に受け入れ、卒業生は、外国の研究教育機関や官庁・地方公共団体等において活躍している。今後とも、研究者、高度な専門知識を備えた高度職業人の養成に対する学界・高等教育機関、法曹界、企業、官庁、研究機関、諸外国の研究機関、官庁等の期待は高いと考えられる。

分析項目ごとの水準の判断

分析項目 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

教育の実施体制という面からは、法学研究科には法学・国際関係専攻が設置されているが、これは博士後期課程においては研究者養成コースと応用研究コースとに分かれている。法学研究科には、さらに法務専攻（法科大学院）が設置されているが、これについては別項目として述べる。

法学研究科の組織は、基礎法、公法、国際法、民事法、企業経済法、刑事法、法言語論およびグローバル・ネットワーク論の8部門で構成されており、専任教員は58名である（2007年5月1日現在。兼任教員を除く）。

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

本学全体としては、大学院教育については大学院教育専門委員会が教育内容・方法などについて議論・検討しており、授業改善の方策の一環として、授業を受講した学生に講義について質問する授業評価アンケート制度などを実施している。

しかし、さらに、このような全学的組織とは別に法学研究科においては2006年10月に「大学院問題検討ワーキング・グループ」が設置され、カリキュラム等の問題だけではなく、学生定員など部門を超えて協議すべき教育問題について常に検討している他、定期的にFD会議が開催されて教育方法などについて議論をしている。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

法学研究科の専任教員数は学生数を考えるなら十分な人数であり、これが8部門に分かれているので多様できめの細かい教育が可能な体制となっている。特に、いわゆる（狭い意味での）法律学を扱う部門の他に法言語論やグローバル・ネットワーク論などの部門が存在するので、法を、社会や文化と関連させた広いパースペクティブから研究・教育できる体制となっている。

また、法学研究科は1つの専攻で構成されているが、これも本学が学生数において比較的小規模な大学であることを活かした特徴であり、部門を超えた幅広い学習や研究をする環境が整っていると言えよう。特に「法学・国際関係専攻」として、法律学と国際関係論を合体させたことになり、両者の有機的な連携を図ることのできる体制になっている。さらに、博士後期課程には研究者養成コースの他に応用研究コースがあるが、これは、必ずしも研究者を目指すわけではないが社会経験のある者が経験を理論化してさらに実務に活かすための「再教育」の場として社会のニーズに応えるものであるとともに、理論研究に実務的な観点を採り入れて大学でのアカデミックな研究を活性化する契機となることも期待できる。

そして、教育内容・方法の改善に取り組む体制についても、前述のように、場当たりの対応ではなく、恒常的に見直しをして問題点を探し出して議論・検討する場が（全学的

にも法学研究科においても)設置されており、実際にも積極的な活動をしている。

分析項目 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点到に係る状況)

大学院法学研究科修士課程の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上を習得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、学位論文の審査及び最終試験に合格することである。博士課程修了要件は、3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては2年)以上在学し、20単位(法科大学院を修了した者にあつては14単位)以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することである。また、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ「日欧交信型法学研究者養成プログラム」(2005年度～2006年度)により、「Legal Research and Writing」「Oral Communication Skills」「Teaching Law and Legal Cultures」の3科目をすでに新設した。同プログラムに引き続き大学院教育改革支援プログラムとして「ディベート教育による新時代のリーダー育成」(2007年度～2009年度)が採択され、2009年度までにディベート関連科目3科目の新設が予定されている。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点到に係る状況)

学生による授業評価や外部評価を受けて、教育内容の向上に日常的につとめている。国際的に活動の場を得たいと考えている学生のために、外部資金を獲得した複数のプログラムを利用して海外調査旅費を審査の上で支給したり、英語による研究発表機会の機会を与えたりしている。また、東アジア地域への関心の高まりをうけて、日中韓3国の共通法探究の研究教育もスタートした。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

分析項目 を先取りすることになるが、教育課程や内容の水準を判断する指標のひとつは、博士(法学)の学位取得者、とくに課程博士の数である。その数は、2004年は8名、2005年は11名、2006年は11名である。学生や社会からの要請への対応に関していえば、外部資金を利用した教育援助体制が有効に機能している。21世紀COE「ヨーロッパの革新的研究拠点：衝突と和解」(2004年度～2008年度)のCOEフェローとして研究調査活動を援助した法学研究科所属者は延べ25名(2004年度～2007年度)で、その教育補助の成果は各人が提出しCOEウェブサイトに掲載されている論文として公表されている。2005年9月のCOE国際シンポジウムではYoung Researchers Sessionを開催し、4名の大学院生が英語による研究報告を行った。そのほか、法学研究科修了者へのCOE出版補助により、2件の研究書が出版された。さらに、2007年3月には、「日欧交信型法学研究者養成プログラム」(2005年度～2006年度)の成果発表会が開催され、法学研究科所属の8名の大学院生が英語による研究発表を行った。同年11月には「アジア研究教育拠点事業：東アジアにおける法の継受と創造」(2007年度～2011年度)の第1回国際セミナーが開催され、法学研究科所属の中・韓両国出身の留学生が重要な役割を果たした。「ディベート教育による新時代のリーダー育成」プログラム(2007年度～2009年度)にもとづき、2007年度中に8名の大学院生の海外派遣が決定している。

分析項目 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点到に係る状況)

学位論文の作成に向けた指導体制及び集团的・多角的指導体制が整備されている(平成19年度大学院学生便覧・講義要綱93-94頁)。具体的には、自分の研究テーマに即した問

題を掘り下げることのできる演習や研究指導、さらには研究会形式の授業科目に加え、通常の講義科目でも、少人数ゆえ自発的取組が可能な科目が多く、ゼミ指導教員を中心に、学位論文作成にむけたスケジュールに従い、個別の院生ごとにきめこまかな学習指導を行っている。シラバス(2008年度からウェブシラバスに移行)の充実化も進んでいる。なお、大学院生のRA採用実績は、2004年度7名、2005年度7名、2006年度5名、2007年度6名である。

観点 主体的な学習を促す取組

(観点到係る状況)

演習(ゼミナール)や、研究会形式の講義(法文化構造論総合問題など)といった、自分の研究を深める科目を通じた教育に加え、21世紀COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点:衝突と和解」をはじめとする複数の研究資金を活用し、大学院生に自発的研究調査の機会を与える取組を積極的に推進している。開講科目のシラバスを充実させ(2008年度からウェブシラバスに移行)、授業の到達目標や内容について、充実した事前の情報提供を行っている。修士・博士の学位論文作成スケジュールを明確化し、それにもとづき中間報告を義務づけ、複数の教員から多角的な指導をうけて論文をまとめあげるシステムを構築し実施している。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

学位論文の作成に向けた指導体制及び集团的・多角的指導体制が整備されている。21世紀COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点:衝突と和解」(2004年度~2008年度)のCOEフェローとして研究調査活動を援助した法学研究科所属者は延べ25名(2004年度~2007年度)で、その教育補助の成果は各人が提出しCOEウェブサイトに掲載されている論文として公表されている。2005年9月のCOE国際シンポジウムではYoung Researchers Sessionを開催し、4名の大学院生が英語による研究報告を行った。法学研究科修了者へのCOE出版補助により、2件の研究書が出版された。2007年3月に「日欧交信型法学研究者養成プログラム」(2005年度~2006年度)の成果発表会が開催され、法学研究科所属の8名の大学院生が英語による研究発表を行った。同年11月には「アジア研究教育拠点事業:東アジアにおける法の継受と創造」(2007年度~2011年度)の第1回国際セミナーが開催され、法学研究科所属の中・韓両国出身の留学生が重要な役割を果たした。「ディベート教育による新時代のリーダー育成」プログラム(2007年度~2009年度)にもとづき、2007年度中に8名の大学院生の海外派遣が決定している。

分析項目 学業の成果

(1)観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点到係る状況)

まず、最近の修士課程入学者の修了状況について述べておくと、2年間での修了率は約68%となっており、3年以内の修了率と合わせると83.3%となっている(『平成19年度大学機関別認証評価自己評価書』68頁掲載の「表6-5」を資料6-1として示す)。

資料 6 - 1 博士課程前期（修士課程）入学者の修了状況（2004 年度入学者）

	2004年度入 学者数	2年間の修 了者数	2年間の修 了率(%)	3年間の修 了者数	3年間の修 了率(%)	3年以内での 修了者数	3年以内での 修了率(%)
商学研究科	75	62	82.7	1	1.3	63	84.0
経済研究科	79	64	81.0	5	6.3	69	87.3
法学研究科	18	12	66.7	3	16.7	15	83.3
社会学研究科	77	56	72.7	8	10.4	64	83.1
言語社会研究科	37	21	56.8	7	18.9	28	75.7
国際企業戦略研究科	38	20	52.6	17	44.7	37	97.4
計	324	235	72.5	41	12.7	276	85.2

また、最近の博士課程入学者の修了状況 3 年間の修了率は 23.5%に止まるが、4 年以内の修了率は、約 53%であり、他の研究科に比して非常に高い（『平成 19 年度大学機関別認証評価自己評価書』68 頁掲載の「表 6 - 6」を資料 6 - 2 として示す）。さらに、博士課程修了者の学位取得状況に目を向けてみると、学位取得率は 91%という高水準である（『平成 19 年度大学機関別認証評価自己評価書』68 頁掲載の「表 6 - 7」参照）。

資料 6 - 2 博士課程入学者の修了状況（2003 年度入学者）

	2003年度 入学者数	3年間の修 了者数	3年間の修了 率(%)	4年間の修 了者数	4年間の修 了率(%)	4年以内での 修了者数	4年以内での 修了率(%)
商学研究科	21	11	52.4	5	23.8	16	76.2
経済研究科	25	2	8.0	7	28.0	9	36.0
法学研究科	17	4	23.5	5	29.4	9	52.9
社会学研究科	45	7	15.6	3	6.7	10	22.2
言語社会研究科	18	0	0.0	4	22.2	4	22.2
国際企業戦略研究科	14	2	14.3	1	7.1	3	21.4
計	140	26	18.6	25	17.9	51	36.4

なお、学生が身につけた学力や資質・能力の現状について客観的に述べることは難しいが、本研究科のほとんどの大学院生が、法律学・国際関係学の分野での新しい「知」の創造、及びそれによる日本社会・国際社会への知的貢献をなしうるような先端的・学際的研究を行う能力、ならびに、高度な知識・能力を備えた専門人として高度応用的な研究を遂行できる能力を習得していると思われる。理由については（2）の判断理由を参照されたい。

観点 学業の成果に関する学生の評価

（観点に係る状況）

法学研究科博士課程・修士課程修了者に対しては、法学部についての分析項目 で取り上げたような具体的な調査が行なわれているわけではないので、修了者の評価について客観的に述べることはできない。また、博士課程・修士課程の授業の場合、そのほとんどにおいて受講者数が若干名であることから、在学生に対する授業評価アンケートが実施されている授業も 2 つしかない（本研究科においては、授業評価アンケートの匿名性に配慮し、受講者数が 10 名を超える科目についてのみアンケートが実施されることになっている）。そのため、在学生の評価について客観的に述べることもできない。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準にある。

（判断理由）

授業アンケートや在学生・課程修了者からの意見聴取を行なったわけではないが、例えば、以下のような事実は、本研究科の大学院生が、法律学・国際関係学の分野での新しい「知」の創造、及びそれによる日本社会・国際社会への知的貢献をなしうるような先端的・学際的研究を行う能力、ならびに、高度な知識・能力を備えた専門人として高度応用的な研究を遂行できる能力を習得していることを示しており、学業の成果が十分なものであることを裏打ちしているといえよう。

第一に、本研究科は、従来から、多数の優秀な研究者を養成してきたが、現在も、博士

課程修了者及び単位修得者の多くが全国の大学に就職し、若手研究者として第一線で活躍していること。

第二に、法学研究科の紀要である『一橋法学』に、査読を経た上で多くの学生論文が掲載されていることや、つい最近まで発行されていた『一橋論叢』にも査読を経た上での学生論文が数多く掲載されてきたこと。

第三に、2001年以降、毎年平均して2桁の課程博士の学位取得者を輩出していること。

以上の事実は、本研究科の大学院生が、法学研究に不可欠な基礎的素養を修得した上で、外国文献を読みこなし、研究論文を執筆するという高度な能力を十分に養っていることを窺わせる事実である。なお、特に三番目の点は、角田邦重中央大学法学部教授からも本研究科の在学生数に照らして特筆に値する事実として高く評価されている（一橋大学大学院法学研究科外部評価書 2007・11頁）。

分析項目 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点到に係る状況)

『一橋大学概要 2007』52頁によれば、2006年度の法学研究科修士課程の修了者は12名である。そのうち、6名が進学、就職した者は4名となっている。【別添資料6-1:大学院(修士課程)就職状況】

就職先の内訳は、化学製品製造業、電気機械製造業、情報・通信、マスコミ、各1名ずつとなっている。進学者の内訳は、同頁からは明らかでないが、法学研究科事務室から本学大学院係へ提出された資料によれば、本学博士課程への進学者が5名、他大学法科大学院への進学者が1名となっている。

また、同資料によれば、2006年度の博士学位取得者は11名である。進路先の内訳は、1名が広島修道大学講師、3名が本学ジュニアフェロー、1名が本学日本法国際研究教育センター非常勤研究員、1名が本学特別研修生、1名が内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室、1名が帰国、3名が未定となっている。なお、これまでの傾向に鑑みれば、未定の者も近い将来に研究者としての職を得る可能性が高いと思われる(「博士課程修了者の進路状況〔1999年～2000年〕参照)。

観点 関係者からの評価

(観点到に係る状況)

本学では、広報誌における卒業生インタビューや、如水会との懇談会・ホームカミングデーなどの定期的な会合などを通じて、関係者からの意見聴取が行なわれてはいるものの、法学部についての分析項目 で取り上げたような追跡調査が、法学研究科博士課程・修士課程修了者に特化してなされていないため、関係者からの評価を総括的に記述できる状態にない。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2006』58頁には、法学研究科修士課程修了者の最近3年間(2003年度～2005年度)の進路状況が掲載されており、それを資料6-3として示す

資料6-3 法学研究科修士課程修了者の最近3年間の進路状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
銀行	0		
証券	2 (2)		3 (2)
貿易・商事	1 (0)	2 (2)	
軽金属製造業	0		
化学製品製造業	1 (0)		
電気・機械・その他製造業	2 (1)		
建設・不動産			
運輸		1 (1)	
情報・通信	2 (0)	1 (0)	
マスコミ			1 (1)
ガス・電気・エネルギー	1 (1)	2 (0)	1 (0)
サービス		2 (2)	1 (0)
官公庁	2 (0)	2 (2)	2 (1)
進学者	16 (7)	15 (7)	3 (1)
その他	21 (12)	16 (6)	13 (5)

()内は、女子で内数

その他：就職先不明、該当項目がなし、進路不明等

これによると、進路先は、大部分を占める進学を除けば、官公庁をはじめとして、民間企業などに幅広く及んでおり、高度な専門知識を持った人材を社会に送り出すという本研究科の目的は達成されている状況にあると考えられることが判断理由の第一である。

判断理由の第二は、博士課程修了者のうち、研究者養成コースについて言えば、『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2006』59頁でも述べられているとおり、これまで本研究科は、全国の大学に優秀な若手研究者を送り込んできた実績を持ち、他の法学系大学院と比較しても就職状況は良好といえることである。

質の向上度の判断

事例1「実務家教員の採用」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

特に法務専攻(法科大学院)においては3名の実務家教員を採用している。「民事法務基礎」などの実務的な科目を担当して貰うとともに、「模擬裁判」なども実施できるので講義内容が活性化される。また、教員組織の多様性を確保していることにもつながる。

事例2「客員研究者の受け入れ」(分析項目)

「日本法国際研究教育センター」などの研究組織を立ち上げ、外国からの客員研究員を長期(1年または6月程度)受け入れる場としている。近年では、ドイツよりメンクハウス教授を招いた実績がある。

事例3「入学資格の多様化」(分析項目)

法科大学院を卒業した学生(ただし司法試験の合格者)を博士課程に受け入れる為に、秋期に入学試験を行う特別のコースを準備して設置した。学生の多様化につながるとともに、授業内容も活性化されることが期待される。

事例4「外部資金を活用した大学院生の教育(=研究支援)体制の構築」(分析項目、)
(質の向上があったと判断する取組)

外部資金を継続的に獲得することで、大学院生の特色ある教育体制を継続した形で実施している。21世紀COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点：衝突と和解」(2004年度～2008年度)のCOEフェローとして研究調査活動を援助した法学研究科所属者は延べ25名(2004年度～2007年度)で、その教育補助の成果は各人が提出しCOEウェブサイトに掲載されている論文として公表されている。法学研究科修了者へのCOE出版補助により、2件の研究書が出版された。2007年3月には、「日欧交信型法学研究者養成プログラム」(2005年度～2006年度)の成果発表会が開催され、法学研究科所属の8名の大学院生が英語による研究発表を行った。同年11月には「アジア研究教育拠点事業：東アジアにおける法の継受と創造」(2007年度～2011年度)の第1回国際セミナーが開催され、法学研究科所属の中・韓両国出身の留学生が重要な役割を果たした。「ディベート教育による新時代のリーダー育成」プログラム(2007年度～2009年度)に基づき、2007年度中に8名の大学院生の海外派遣が決定している。

事例5「授業評価制度のスタート」(分析項目、)

(質の向上があったと判断する取組)

大学院科目についての授業評価制度を平成18年度からスタートさせ、大学院生のニーズや希望に基づき、授業を改善する仕組みを作った。

事例6「シラバスの充実化」(分析項目、)

(質の向上があったと判断する取組)

開講科目のシラバスを充実させ(2008年度からウェブシラバスに移行)、授業の到達目標や内容について、充実した事前の情報提供を行っている。

事例7「集団的・多角的指導体制の確立」(分析項目、)

(質の向上があったと判断する取組)

修士・博士の学位論文作成スケジュールを明確化し、それにもとづき中間報告を義務づけ、複数の教員から多角的な指導をうけて論文をまとめあげるシステムを構築し実施している。課程博士の数は、2004年は8名、2005年は11名、2006年は11名である。

事例8「進路・就職の状況について」(分析項目、)

具体的取り組みとしては、「若手研究者一覧」の作成や「一橋法学」創刊による論文発表の場の提供などがあげられ、これらが修了生の良好な就職状況に貢献しているものと考えられる。